

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月27日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：スリランカ 担当：人間開発部  
案件名：非感染性疾病対策強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2014年2月上旬～2018年3月中旬

2 参加要件

海外における保健医療に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月11日から2013年12月13日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月11日から2013年12月16日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月6日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月中旬
- (5) 契約交渉 : 1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

スリランカは、人口の高齢化と食生活、生活習慣の変化に伴い、1980年代から心臓疾患や脳疾患等非感染性疾病（Non-communicable Diseases: NCD）が死亡原因として感染症を上回り、2006/07年保健医療統計によると5大死因は全てNCDに起因している。スリランカ政府は、「健康な社会の形成」を重点政策とし、予防及び健康増進活動、早期治療を中心としたNCD対策強化による効率的で持続可能な保健医療システムの確立を国家の保健政策としている。

スリランカ政府は、JICA技術協力プロジェクト「健康増進予防医療サービス向上プロジェクト」での経験をもとに、血圧、血糖値などの測定による心疾患、糖尿病などの高リスクグループを特定する健診活動及びNCDに関する健康教育を行う「健康生活センター（以下HLC）」を全国の医療機関に設置する事業により予防対策・健診の展開を進めている。併せて、JICA円借款事業「地方基礎社会サービス改善事業（SL-P105）」（39.35億円）では、「疾病構造の変化に対応すべく、対象州でのNCDの早期発見及び早期治療（二次予防）の強化を通じて、NCD対策能力を強化する」ことを事業の目的に、国立必須医薬品製造センター（SPMC）改善、2次医療施設（初期的な医療を行う1次医療施設と高度な医療を行う3次医療施設との中間を担う施設）改善、リファラル体制強化（救急車整備）に取り組んでいる。

一方で、健診によりNCDの高リスク者の発見が多くなることが見込まれているものの、NCDの診断や治療に関しては、十分な設備と人材が整備されていない2次医療施設において、検査機材や専門医が存在する3次医療施設へNCD疑い患者を移送する現状があり、NCD管理を進めるためには、診断検査機材と専門医が整った2次医療施設の強化が重要となっている。また、健診を行うHLCや健診以外でNCD疑い患者が見つかる1次医療施設と、診断・治療を行う2次医療施設との患者紹介や逆紹介のための連携の強化が課題となっている。

また、スリランカ国の保健サービスはアクセスが良好である一方で、医療施設における基礎検査試薬・医薬品の在庫が無いために自費による購入が散見され、特にNCDにおいてその傾向が顕著であり、公立病院におけるNCDに対する継続的な服薬治療の管理という点が脆弱性が指摘されている。このため、必要な医薬品が必要な病院に適正量保管されることがNCD管理に求められている。

これらのことから、健診の現場からNCD疑い患者を診断・治療へ円滑に引き継ぐことにより、1次・2次医療施設のNCD管理の質を向上させ、持続可能な保健システムを確立することが喫緊の課題になっている。

このような状況のもと、スリランカ政府によるNCD予防モデルの拡大への取り組みと足並みを揃え、NCD対策（本プロジェクトにおけるNCDは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症を対象とする）に必要な早期治療体制の確立を図ることによる円借款事業の効果増大を目的とした円借款附帯プロジェクトを実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

コロンボ、北西部州、中央州、東部州、サバラガムワ州

コロンボは、保健省があり、4州は円借款「地方基礎社会サービス改善事業」の対象基幹病院が各1病院ずつある。なお、4つの基幹病院診療圏における住民は約110万人。

(2) 業務内容

成果1：HLCと対象基幹病院においてトータルリスクアセスメントによるNCD管理が強化される。

成果2：対象基幹病院において必須医薬品と医療資材の在庫管理が強化される。

成果3：NCDサーベイランスシステムが構築される。

成果4：NCD管理モデル活動を全国展開するための計画がまとめられる。

#### 7 成果品等

- ・ワーク・プラン（第1年次原案）：2014年2月
- ・ワーク・プラン（第1年次）：2014年7月
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第1年次）：2015年3月
- ・ワーク・プラン（第2年次）：2015年5月
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第2年次）：2016年3月
- ・ワーク・プラン（第3年次）：2016年5月
- ・プロジェクト業務進捗報告書（第3年次）：2017年3月
- ・ワーク・プラン（第4年次）：2017年5月
- ・プロジェクト業務完了報告書：2018年2月

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・NCD対策／総括（評価対象予定者）
- ・NCD管理（評価対象予定者）
- ・疫学
- ・医薬品ロジスティクス
- ・保健情報システム

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2012年10月及び12月に詳細計画策定調査実施済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。